

住民監査請求（もと天満幼稚園不動産登記測量業務委託に係る監査請求）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和8年3月25日に提出された住民監査請求について、令和8年5月22日に請求人に監査結果を通知しました。（棄却、結果は令和8年5月21日決定）

第1 請求の要旨及び理由

大阪市（教育委員会）は公益社団法人大阪公嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「大阪公嘱協会」という。）と「令和6年度もと天満幼稚園不動産登記測量業務委託契約（概算契約）」（以下「本件契約」という。）を締結し、本件契約に基づき業務委託料を支払った。

本件契約に基づく業務として実施された、契約書の内訳明細に記載の「多角測量（4級）」「現況測量」は測量法第5条の公共測量に該当する。しかしながら、大阪公嘱協会及び実際に作業を行った登記測量事務所は測量業の登録を行っていないため、公共測量の受注はできず、公共測量に該当する部分の業務の受注資格がない。また、公共測量が実施されているにもかかわらず、教育委員会は公共測量実施申請を行っていない。よって、本件契約及び本件契約に基づく業務委託料の支出は測量法に違反し、違法である。

さらに、本件契約の履行にあたり、大阪公嘱協会は土地家屋調査士法施行規則第21条に規定する「報酬額の算定の方法その他の報酬の基準」を提出していないのに教育委員会は見積書の妥当性をどのように判断したのか、教育委員会は作業規程を設けずに作業や成果品の判断をどのように行ったのかについて疑義がある。

以上のことから、教育委員会に対し、本件契約に係る業務のうち多角測量等が無効であることの確認と、本件契約に基づき大阪公嘱協会に対して支払われた「多角測量」の業務に係る269,990円、「現況測量」の業務に係る448,336円、並びに、測量作業のための大阪府道路使用許可手数料15,000円の合計733,326円の返還請求の措置を求める。

仮に、本件契約に係る多角測量及び現況測量が、公共測量として作業規程どおりに実施されていれば、その成果を高度な測量成果として使用でき、また、新設した多角点を公共基準点として使用できるため、測量の重複を防ぎ、公金の無駄な使用を防ぐことができる。

第2 監査の結果（棄却）

1 判断

本件請求について次のように判断した。

本件請求に係る「請求の要旨及び理由」を踏まえると、請求人は、本件契約に基づく業務委託料の支出の一部等について、違法又は不当な財務会計上の行為であると主張するものと解される。

その根拠として請求人の主張する違法又は不当事由は、

（1）契約の相手方に係る事由

- (2) 契約の内容に係る事由
 - (3) 契約の履行に係る事由
- に大別できるものと解される。

そこで、上記項目(1)から(3)までに係る違法又は不当事由の有無について検証した。

(1) 契約の相手方について

請求人は、本件契約による業務の一部には測量法第5条の定める「公共測量」に該当する部分（「多角測量（4級）」・「現況測量」）が含まれていること、土地家屋調査士法第3条に基づく調査、測量の中に「公共測量」が含まれていた場合、当該部分に測量法の適用があり、測量業の登録を行っていない者は「公共測量」に該当する業務の受託、実施はできないことから、測量業の登録を行っていない大阪公嘱協会に本件契約の受注資格はなく契約の一部は無効である旨を主張する。

この点、本件契約に基づく業務のように、不動産登記手続を目的とした測量業務について、土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び同法第64条第1項に基づき、土地家屋調査士及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）が担うことができると解されることについては、令和7年3月7日付け大監第53号による監査結果において示しているとおりである。

<令和7年3月7日付け大監第53号による監査結果（関連部分を抜粋）>

- ・ 本監査で確認した関係法令の条文解釈等に係る書籍や、大阪公嘱協会に対する調査等によれば、土地家屋調査士法は、「土地家屋調査士が行う」測量業務に、測量法は、「測量士が行う」測量業務に、それぞれ別途適用され、重複して適用されることはないものとする解釈で概ね一致していることが認められる。請求人が指摘する、測量法を管轄する国土交通省（国土地理院）の見解においても、「測量法と土地家屋調査士法の関係について、両者の規定には同一の事項について異なる定めをしている部分はなく」などとあり、上記の解釈とは矛盾しないと解される。
- ・ また、測量法の解釈において、同法の適用を受ける測量は「広域的かつ高精度な測量」であるとされており、「登記内容の明確化」を目的とする測量は「局地的測量」として、土地家屋調査士法が適用される測量であると分類されている（「【逐条解説】測量法」（測量法研究所／編著、2005年））。
- ・ さらに、土地家屋調査士法を管轄する法務省からは、測量士が業として他人（官公署、個人を問わない）の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量をすること及び地籍測量図等を作製することは、土地家屋調査士法第19条第1項（現行第68条第1項）に抵触する旨の見解が示されている（昭和57年9月27日付け法務省民事3第6010号法務省民事局長回答）。
- ・ 実際にも、土地家屋調査士法第3条第1項第1号が土地家屋調査士の業務として規定する業務の一部に、法的に土地家屋調査士が担うことのできない業務（例えば、測量士しか担うことのできない業務）が含まれるとすれば、土地家屋調査士が担う業務の内容を定めた同号の意義が失われるものと解され、このような解釈を同法が想定しているとも言い難い。

上記監査結果に関し、請求人は、①「局地的測量」の理解に誤りがあることや、②大阪

公嘱協会以外の公嘱協会の中には測量業の登録を行っているものが存在し、国土地理院のホームページ上に同協会が担う業務について公共測量実施の申請がされている事例が掲載されていることを指摘して、本件契約に基づく業務のうち、多角測量及び現況測量は公共測量に該当するとし、これらの業務を大阪公嘱協会が担うことはできない旨主張する。そこで、以下、請求人による上記①、②の指摘の当否について検証した。

ア 上記①の指摘について

本指摘は、測量法施行令第1条の規定が定める「局地的測量又は高度の精度を必要としない測量」の意義を前提にした請求人の解釈であると解される。

一方、上記監査結果において、「『登記内容の明確化』を目的とする測量は『局地的測量』として、土地家屋調査士法が適用される測量であると分類されている」としているところの「局地的測量」とは、引用した文献（「【逐条解説】測量法（測量法研究会／編著、2005年）」34頁）掲載の表中に記載された、「広域的測量」、「中域的測量」との対比で用いられている。この点、「広域的測量」、「中域的測量」という用語は測量法及び同法施行令において用いられていないことから、「局地的測量」だけが測量法及び同法施行令上の意義を有するものと解するのは不自然である。

よって、上記監査結果における「局地的測量」とは、測量の規模を一般的に示す表現であり、必ずしも、測量法及び同法施行令に規定する「局地的測量」のことを指すものではないと解されることから、請求人の指摘する「局地的測量」の解釈とは異なるものである。

なお、対象所属の説明によれば、本件契約に基づく測量業務においては、仕様書に記載のとおり、測量法等の規定を参考として作業を行っており、公共基準点を4点使用しているとのことであるが、公共基準点を使用するに際しての大阪市（建設局）に対する申請等、必要な手続は大阪公嘱協会において履践されているとのことである。

イ 上記②の指摘について

一般的には、土地家屋調査士が測量士の資格を取得したり、測量業の登録を行うこと自体、不自然なことではない。よって、測量業の登録を行っている公嘱協会については、測量法の適用がある「公共測量」等の測量も実施することができるよう、測量業の登録を行っているものと解される。

また、請求人より提出された、国土地理院のホームページ上の公共測量の実施事例に掲載されている各公嘱協会の業務については、それぞれ、測量法が適用される「公共測量」に該当する業務であるとの判断から、当該業務を担う公嘱協会等において国土地理院に対して申請、届出等を行った結果であると解される。この点、請求人は、これらの業務が土地家屋調査士法第3条に基づく業務であると指摘するが、その根拠についての説明はなく、提出資料にある「測量目的」欄に記載されている名称からも、土地家屋調査士法第3条の規定に基づく不動産登記を目的とした測量業務であるとは解し難い。

よって、本指摘は、土地家屋調査士法第3条第1項第1号に定める土地家屋調査士の行う測量業務につき、各公嘱協会が、当該業務の中に測量法の適用により、測量士でしか作業ができない業務が含まれていることを認識している証拠とはいえない。

以上のことから、請求人による上記指摘①及び②は、上記監査結果を覆すものではない。

そもそも、土地家屋調査士法第3条第1項第1号は「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量」を土地家屋調査士の業務として規定しているのみであり、特段の除外規定は設けられていない。

本件契約に基づく業務は、その内容に照らせば、土地家屋調査士法第3条第1項第1号に定める業務であり、かつ、同法第64条第1項に定める業務と解されることから、大阪公嘱協会が契約できない業務と解することはできない。

よって、大阪公嘱協会に本件契約の受注資格がなく、契約の一部が無効であるとする、本件契約の当事者に係る請求人の主張には理由がない。

(2) 契約の内容について

請求人は、「土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第3条第1項各号に掲げる事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない」（土地家屋調査士法施行規則第21条）と規定されているにもかかわらず、報酬額の算定方法等が提出されていないことから、大阪市がどのように相手方の見積金額を妥当と判断したのかが分からない旨を主張する。

請求人の上記主張は、本件契約の内容に係る違法又は不当事由を指摘するものと解される。

そこで、まずは、本件契約に基づく業務の内容が適切に特定されたのか、次に、その業務の内容の特定を踏まえて本件契約における契約金額が適切に設定されたのかについて検証した。

なお、本件契約については、令和7年3月31日付けで契約変更が行われている。この契約変更の適否については請求人の指摘するところではないが、契約変更は、契約の内容に関わる事項であること、また、本件と同種の業務委託契約に係る契約変更に係る手続について、前掲の令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果において、適正な事務を求める意見を付したところであるから、本件契約においても、適切に契約変更がなされたかについて検証した。

以下、順に述べる。

ア 契約締結時の業務内容の特定及び契約金額の設定について

(ア) 業務内容の特定について

本件契約に係る業務の具体的内容については、一定の内容が本件仕様書（第9条）に規定されている。

しかしながら、対象所属の説明によれば、その規定内容は十分ではなかった他、契約締結後の協議や指示についても、業務の一部について口頭のみで指示を行うに留まり、その後、書面に記載して大阪公嘱協会に交付すること等を失念する等、適切に実施できていなかったとのことであった。

この点については、本件と同じ対象所属に係る監査請求の結果（令和7年5月26日

付け大監第7号による監査結果)において、次のとおり意見を述べたところである。

<令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果(関連部分を抜粋)>

- ・ 特に、本件契約のような、所謂「成果物型」の業務委託契約については、当該「成果品」を特定し、評価をすることにより契約の履行を確認したうえで、委託代金の支払いが可能になる。
- ・ よって、書面により「成果品」が示されていない場合、「成果品」について受注者との間で認識に差異が生じるリスクも発生しうると考えられる。そこで、契約に基づく業務内容を、仕様書等に明確に記載し、当初の合意書面等では定めきれないものであっても、追加書面等によって明確にしておくとともに、所謂「成果物型」の契約にあつては、どのような成果物を求めるのかについても、当事者間で疑義が生じないよう、仕様書や指示書等の書面により明確に記載しておくよう留意されたい。

この点、対象所属の説明によれば、令和7年度以降、大阪公嘱協会との間で業務委託契約は締結してはいるが、今後、改めて、測量業務に係る業務委託契約を締結することとなった場合には、仕様書により詳細に業務内容が記載できないか、同様の業務委託を行っている他部局の仕様書等も参考に見直しを進めるとともに、指示や協議等の書面主義について徹底するとのことである。

よって、今後、対象所属において、事務の改善がなされるものと考えられる。

(イ) 契約金額の設定について

本件契約の締結に際し、大阪公嘱協会から報酬の算定方法等が提出されたかについて対象所属に確認を行ったところ、同協会より「令和6年度大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額運用基準」の提示があったとのことであった。同「基準」については、対象所属から提出を受け、これを確認した。

よって、本件契約に係る報酬額の算定方法等は大阪公嘱協会から大阪市(対象所属)宛てに提出されていたことが認められる。

また、上記「基準」の内容を踏まえて契約金額をどのように設定したかについて対象所属に確認を行ったところ、各業務項目に係る単価の妥当性については、大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額運用基準(以下、「大阪公嘱協会基準」という。)に基づき算定されているものであること、そして、その大阪公嘱協会基準は国土交通省のホームページに掲載されている「設計業務委託等技術者単価及び公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務積算基準」に基づき算定されていることを、対象所属において確認したとのことであった。これらの点についても、同ホームページを参照するなどして確認を行った。

よって、大阪市(対象所属)においても、大阪公嘱協会から提示された上記「基準」を踏まえ、本件契約における契約金額の設定につき、その妥当性の確認が一定なされていることが認められる。

以上のことから、本件契約の契約内容に係る請求人の主張には理由がない。

イ 契約変更について

(2) の冒頭でも述べたとおり、本件と同種の業務委託契約に係る契約変更に係る手続については、令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果において、次のとおり、適正な事務を求める意見を付したところである。

<令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果（関連部分を抜粋）>

- ・（契約変更について）所属独自の契約変更のルールは存在せず、大阪市の一般ルールが遵守できていなかったとのことである。そうであるならば、所属内において、契約事務における共通のルールが徹底されておらず、また、事後的なチェックも十分に機能していないと推測され、今後の契約案件においても同様の取り扱いとなるおそれも否定できない。
- ・ ついては、契約事務に係る大阪市共通のルールを今一度確認し、組織内で徹底のうえ、契約変更の協議については書面によることが必要であることも含め、そのルールが遵守されているかを組織としてチェックする体制を整えることが求められる。

本件契約における契約変更の経緯について対象所属に確認を行ったところ、本件契約による業務は、対象となるもと学校用地を売却するための用地確定、分筆登記、隣接する地権者との土地境界確定協議等にかかる図面・申請書類の作成を行う業務であったところ、当初予定していた用地確定に係る測量に際して隣接する地権者との筆界点の確認と同意に時間を要し、履行期間内に分筆登記までの申請作業が行えないことが判明したことから、本件契約第24条第1項第5号の規定に基づき、契約変更を行うに至ったとのことであった。なお、変更後の契約金額は、変更前の契約金額からの5%の減額であった。

この点、契約管財局が発出する、大阪市における契約変更の一般的ルールを定めた「業務委託契約における契約事務変更ガイドライン」によれば、大阪市における業務委託契約の標準契約書第24条の規定に基づく契約変更においては、①大幅な金額の増減が生じる場合（変更見込額が当初契約金額の2割を超える場合）、及び②新たな業務の追加（現に履行中の業務と分離して行うことが困難なもの及び当初の契約の目的が変わらない範囲に限る）となる場合を除き、監督職員の権限により変更の内容を受注者に通知して変更業務に着手することができること（事後の契約変更手続が可能であること）が示されている。

上記のとおり、本件契約における契約変更は本件契約書第24条第1項第5号の規定に基づくものであること、契約金額の増減（減額）は2割の範囲に収まるものであること、新たに業務を追加するものではないことに照らせば、本件契約において令和7年3月31日を以て契約変更を行っていること自体、特に大阪市における一般的ルールに違反するものではないと解される。

一方で、対象所属の説明によれば、契約変更に係る大阪公嘱協会と大阪市（対象所属）との協議等に関しては口頭でのみで行われており、記録等は残存していないとのことであ

った。

この点に関しては、前掲の令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果において、「書面によることが必要である」旨を意見として付したとおりであるが、対象所属の説明によれば、令和7年度以降は、大阪公嘱協会との業務委託契約の締結は行っていないものの、今後、改めて、測量業務に関する業務委託契約を締結することとなった場合には、変更に係る協議等を書面に残すことを徹底していくとのことである。

よって、今後、対象所属において、事務の改善がなされるものとする。

(3) 契約の履行について

請求人は、①大阪市は、大阪公嘱協会に対して本件契約に基づく業務を履行させるにあたり、公共測量の実施申請を行っていないこと、②大阪市は、大阪公嘱協会に対して本件契約に基づく業務を履行させるにあたり、公共測量に係る作業規程を設けていないこと、③上記②の作業規程も定めず、成果品をどのように作成されたのか、判断したのか甚だ疑問である旨を主張する。

請求人の上記各主張は、本件契約が適切に履行されていないという、本件契約の履行に係る違法又は不当事由を指摘するものと解される。

そこで、以下、請求人による上記①、②、③の指摘を踏まえ、本件契約は適切に履行されているかについて検証した。

ア 上記①及び②の指摘について

請求人による、上記①の公共測量の実施申請の必要性、及び②の公共測量の作業規程定立の必要性に関する各指摘は、いずれも、実施される作業が、測量法の適用される「公共測量」に該当することが前提になるものと解される。

この点、本件契約に基づく測量業務は、あくまで、土地家屋調査士が土地家屋調査士法に基づいて実施する測量業務であり、測量法の規定に基づく「公共測量」を実施するものではないと解されることから、同「公共測量」を実施することが前提となる、①公共測量の実施申請や、②公共測量における作業規程の定立は不要であると解される。

なお、作業規程に関しては、令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果においても、次のとおり示している。

<令和7年5月26日付け大監第7号による監査結果（関連部分を抜粋）>

- 請求人が摘示する「大阪市公共測量作業規程」は、あくまで測量法に基づく公共測量を実施する場合に適用されるものであると解され、土地家屋調査士が土地家屋調査士法に基づいて実施する、本件契約に基づく測量業務には、測量法並びに「大阪市公共測量作業規程」の適用はないと解される。

よって、本件契約に基づく業務の実施において、①公共測量の実施申請や、②公共測量における作業規程の定立がなされていなかったとしても、本件契約における適切な履行を否定するものではない。

イ 上記③の指摘について

本件契約における「成果品」は、本件仕様書第 24 条各号に定められている。

また、対象所属の説明によれば、上記規定に定める「成果品」と実際に提出された「成果品」との関連性、さらに、最終的な本件契約における業務委託料の積算の元となった「概算契約の内訳明細」の項目との関連性は下表のとおりであった。

(表)

※「号」は、本件仕様書第 24 条の各号数である。

号	仕様書で定める成果品	提出を受けた文書	概算契約の内訳明細の項目
一	土地境界確定協議書（印鑑証明書、資格証明書、相続関係説明図等含む）	土地境界確定協議書 印鑑証明 全部事項証明書 住民票、法人登記	調査業務 （疎明書面、事前調査（10筆毎に1件）、多角測量（4級）、復元測量、画地調整（復元型）、加算1区画ごと、民有地境界立会（A）、民有地境界立会（B）） 測量業務 （境界票埋設（金属票）、境界票埋設（紙）、引照点測量） 書類の作成 （文案を要するもの、原本複製） 関連業務 （境界確認書等取得同行（代行）、加算訪問回数、境界線立会の事実証明、現況測量（縮尺1/250）（2,000㎡以下））
二	地図訂正同意書（印鑑証明書、資格証明書、相続関係説明図等含む）	なし	なし
三	登記記録（全部事項証明書、閉鎖登記簿含む） →【契約変更後】登記申請に至るまでの作成物（仕様書等の記載なし。対象所属の回答に基づくもの）	なし →【契約変更後】土地調書	調査業務 （公簿類）
四	地図または公図等（現在、旧、土地台帳付属地図、その他相対的地番を記載する図面で本業務にて収集した図面等）	位置図 現公図、旧公図	調査業務 （地図類）
五	土地所在図等（地積測量図、	地積測量図	調査業務

	建物所在図、各階平面図、 分筆申告図等含む)	整理確定図	(図面類)
六	その他監督職員が指示した 書面等	打合せ書	なし
七	業務内容が追加された場合 のそれに伴う成果品につい ては、別途監督職員が指示 を行う。	なし	なし

そこで、「提出を受けた文書」欄記載の内容により、仕様書のとおり提出のあった「成果品」と、仕様書のとおり提出のなかった「成果品」について、それぞれ検証を行った。

(ア) 仕様書のとおり提出のあった「成果品」について

本件仕様書第24条第1号、第4号から第6号までの「成果品」については、その内容も含めて確認を行ったところ、各「成果品」について、適切に作成、提出がされていないことを疑わせるような事情は特段見当たらなかった。

(イ) 仕様書のとおり提出のなかった「成果品」について

A 本件仕様書第24条第2号に規定する「成果品」について

本件仕様書第24条第2号に係る「成果品」の取扱いについて対象所属に確認を行ったところ、当初の契約締結時において作業の必要がないことを双方で確認したものであるとのことであった。

この点、対象所属から提出のあった本件契約の履行に係る「事業計画書」によれば、同「成果品」作成の前提となる「地図訂正業務」が「業務工程」上掲載されていないことが確認できたことから、契約締結時において「地図訂正業務」が不要であることが双方で確認できているものと解される。

よって、本件仕様書第24条第2号に規定する「成果品」が作成、提出されていないとしても、本件契約の適切な履行が否定されるものではない。

B 本件仕様書第24条第3号に規定する「成果品」について

本件仕様書第24条第3号に係る「成果品」の取扱いについて対象所属に確認を行ったところ、当初は、契約変更により不要となった業務（不動産登記申請関係）に係るものであるため、作成、提出されていない、との回答であった。

しかしながら、本件契約における業務委託料の積算の基礎となる「概算契約内訳明細」について監査部で確認を行ったところ、第3号の「成果品」が提出されていることを前提に業務委託料が積算されていたことが確認された。

この経緯に関して、更に対象所属に確認を行ったところ、当初は、第3号の「成果品」を契約当初に定めた「成果品」であると解し、提出はされていないと回答していたが、契約変更（業務内容の一部削除）に伴い第3号の「成果品」は変更され

ており、契約変更後の業務に係る「成果品」として、別途「土地調書」を大阪公嘱協会から受領していたこと、当該「土地調書」を確認のうえで業務委託料を積算していた、とのことであった。

この点、対象所属から提出のあった契約変更に係る文書（「変更説明書」）によれば、「用地の分筆登記までの申請作業が行えなかった」とのことであり、この内容からすると、登記申請に至るまでの業務が実施され、その成果品として「土地調書」が作成、提出されていたという対象所属の回答に、矛盾点はないと言える。

よって、契約変更後の業務に係る「成果品」について、適切に作成、提出がされていないことを疑わせるような事情は特段見当たらなかった。

一方で、契約変更により、当初の第3号で規定されていた「成果品」をどのようなものに変更したのかを示した文書は見当たらず、その他、「成果品」の変更に係る協議や指示の経過を示した文書も見当たらなかった。また、第3号の「成果品」の存在については、今般、監査部の指摘を受けてからの回答となっており、この監査経過からすると、契約変更後の「成果品」の具体的な内容につき契約当事者間において共通認識があったとは言い難い。

したがって、結果として、違法又は不当とはならなかったものの、契約当事者間において認識に齟齬が生じるリスクがあったと言える。

C 本件仕様書第24条第7号に規定する「成果品」について

本件契約において業務の追加は確認できなかったことから、同号に規定する「成果品」が作成、提出されていないとしても、本件契約の適切な履行が否定されるものではない。

よって、本件契約の履行に係る請求人の主張には、そのいずれにも理由がないが、本件仕様書第24条第3号に係る「成果品」について指摘したとおり、本件契約における「成果品」の特定に当たっては課題が見受けられた。

2 結論

以上のとおりであるから、本件請求に係る請求人の主張には理由がない。

一方で、上記「1（3）契約の履行について」で指摘したとおり、本件契約における「成果品」の特定については課題が見受けられたため、対象所属に対し、今後の契約事務を進めるに当たって留意すべき点を、以下のとおり付言する。

（意見）

本件契約は成果物型の業務委託契約であり、「成果品」を特定し、評価をすることにより契約の履行を確認することで、業務委託料の支払が可能になる契約である。よって、業務委託料の支出にあたって、事前に「成果品」の内容について当事者間で認識を共有し、疑義

が生じることをないようにしておく必要がある。

この点、本件契約においては、契約変更が行われたにもかかわらず、変更後の「成果品」について十分に認識ができていなかったことから、「成果品」の特定があいまいとなっている。

本件契約のように「成果物型」の契約を締結、又は契約を変更するにあつては、その都度、いかなる「成果品」を求めるのかについて、当事者間で疑義が生じないように、仕様書や指示書等の書面により明確に記載しておくことを徹底されたい。